

第4章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

省資源・循環型社会を目指したまちづくりを推進するためには、市民、事業者、団体、来訪者（観光客）、市、国、県などが、ごみの減量化・資源化に関する役割を認識し、相互のパートナーシップを強める体制を確立する必要があります。

（1）市民、事業者、市などの連携

市民、事業者、市などは、廃棄物問題を自らの問題として認識し、相互に協力してごみの減量化、資源化に積極的に取り組む必要があります。

そのため、市民、事業者、市が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立するとともに、

*清掃指導員を中心に市民などと連携を図りながらごみの減量化、資源化を推進します。

（2）行政における推進体制の整備

小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を中心に府内の合意形成、連携を図りながらごみの減量化・資源化を推進します。

また、県西地域廃棄物対策推進協議会と連携を図りながら、環境美化、不法投棄対策を推進します。

2 計画の進行管理

環境基本計画推進本部会議事務局（環境政策課）を中心に、環境基本計画の進行管理を行いますが、あわせて一般廃棄物処理基本計画に掲げた取り組みについて、PDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

また、環境基本計画の年次報告書に一般廃棄物処理基本計画の実施状況なども盛り込み、市民意見の募集を行い、進行管理に市民、事業者の視点を取り入れます。

（1）一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、毎年度、本計画を実施するために必要な事業について「一般廃棄物処理実施計画」を策定します。

また、実施計画の策定にあたっては、前年度の実績の把握と評価を行います。

（2）年次報告の作成・公表を通じた点検・評価

小田原市では、市ホームページ等を通じて小田原の情報を発信していますが、環境基本計画の実施状況をまとめた年次報告書に、ごみの排出量、資源化率、生活排水処理率、ごみの減量施策なども盛り込み、公表していきます。

（3）計画の段階的見直し

ごみの排出量や資源化率をはじめ、ごみの減量施策の取り組みなどを環境審議会に報告し、一般廃棄物処理基本計画の点検・評価を行い、今後の社会経済状況や市民意識の変化にあわせて段階的な見直しを行います。

また、環境審議会からの提案や市民意見などを計画の見直しに反映させていきます。